

多機能型に関する特例

定義

多機能型事業所とは、障害者総合支援法に基づく指定生活介護、指定自立訓練（機能訓練）、指定自立訓練（生活訓練）、指定就労移行支援、指定就労継続支援A型及び就労継続支援B型並びに児童福祉法に基づく指定児童発達支援、指定医療型児童発達支援、指定放課後等デイサービス、指定居宅訪問型児童発達支援及び指定保育所等訪問支援の事業のうち、2以上の事業を一体的に行うことをいう。

障害者総合支援法に基づくサービスを2以上行う場合の人員・運営基準の特例

人員基準	従業者の兼務	<input type="checkbox"/> 従業者（管理者、サービス管理責任者を除く。）間での兼務はできないため、各指定障害福祉サービスごとに必要な従業者の員数を確保すること。
	サービス管理責任者	<p>多機能型事業者に置くべきサービス管理責任者の員数は、各指定障害福祉サービス事業所ごとに置くべき員数にかかわらず、利用者の合計の区分に応じ以下のとおりとする。</p> <input type="checkbox"/> 当該多機能型事業所の利用者の数が60人以下の場合 1人以上 <input type="checkbox"/> 当該多機能型事業所の利用者の数が61人以上の場合 1人に60を超えて40人を増すごとに1人を加えた数以上
運営基準	利用定員	<p>一体的に事業を行う多機能型事業所の利用定員（宿泊型自立訓練の利用定員は除く。）の合計が20人以上である場合は、各事業の利用定員を以下に掲げる人数とすることができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活介護 6人以上 ・自立訓練（機能訓練） 6人以上 ・就労移行支援 6人以上 ・自立訓練訓練（生活訓練） 6人以上 <p>（宿泊型自立訓練と自立訓練（生活訓練）を併せて行う場合は別途基準あり）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就労継続支援A型 10人以上 ・就労継続支援B型 10人以上
	設備	<input type="checkbox"/> サービス提供に支障を来さないよう配慮しつつ、一体的に事業を行う他の多機能型事業所の設備を兼用することができる。 <input type="checkbox"/> ただし、訓練・作業室については、各指定障害福祉サービスごとに設置すること。

児童福祉法に基づくサービスを2以上行う場合の人員・運営基準の特例

人員基準	従業者	常勤の従業者	<input type="checkbox"/> 利用定員の合計数が20人未満である多機能型事業所において、当該多機能事業所におくべき常勤の従業者の員数は、各サービスごとにおくべき常勤の従業者の員数にかかわらず1人以上とすること。
		従業者の兼務	<input type="checkbox"/> 児童福祉法に基づくサービス事業については、多機能型事業所として行う指定通所支援に必要な従業者の員数を確保したうえで、従業者の兼務が可能である。
運営基準	利用定員	<input type="checkbox"/> 当該多機能型事業所の利用定員は、すべての指定通所支援の事業を通じて10人以上とすることができる。 <input type="checkbox"/> 主として重症心身障害児を通わせる多機能型事業所の場合は5人以上とすることができる。	
	設備	<input type="checkbox"/> サービス提供に支障を来さないよう配慮しつつ、一体的に事業を行う他の多機能型事業所の設備を兼用することができる。	

障害者総合支援法に基づくサービスと児童福祉法に基づくサービスをそれぞれ1以上行う場合の人員・運営基準の特例

人員基準	従業者	常勤の従業者	<input type="checkbox"/> 利用定員の合計数が20人未満である多機能型事業所において、当該多機能事業所におくべき常勤の従業者の員数は、各サービスごとにおくべき常勤の従業者の員数にかかわらず1人以上とすること。
		従業者の兼務	<input type="checkbox"/> 従業者（管理者、サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者を除く。）間での兼務はできないため、各サービスごとに必要な従業者の員数を確保すること。 <input type="checkbox"/> ただし、各指定障害福祉サービス事業の利用定員の合計数が19人以下の場合は、サービス管理責任者その他の従業者との兼務が可能である。 <input type="checkbox"/> なお、児童福祉法に基づくサービス事業間については、従業者の兼務が可能である。
		サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者	<p>多機能型事業者に置くべきサービス管理責任者の員数は、各指定障害福祉サービス事業所ごとに置くべき員数にかかわらず、利用者の合計の区分に応じ以下のとおりとする。</p> <input type="checkbox"/> 当該多機能型事業所の利用者の数が60人以下の場合 1人以上 <input type="checkbox"/> 当該多機能型事業所の利用者の数が61人以上の場合 1人に60を超えて40人を増すごとに1人を加えた数以上。 <input type="checkbox"/> なお、サービス管理責任者と児童発達支援管理責任者は兼務が可能である。

運営基準	利用定員	<p>一体的に事業を行う多機能型事業所の利用定員（宿泊型自立訓練の利用定員は除く。）の合計が20人以上である場合は、各事業の利用定員を以下に掲げる人数とすることができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活介護 6人以上 ・自立訓練（機能訓練） 6人以上 ・就労移行支援 6人以上 □ ・自立訓練訓練（生活訓練） 6人以上 <p>（宿泊型自立訓練と自立訓練（生活訓練）を併せて行う場合は別途基準があります）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就労継続支援A型 10人以上 ・就労継続支援B型 10人以上 ・指定児童発達支援 5人以上 ・指定医療型児童発達支援 5人以上 ・指定放課後等デイサービス 5人以上
	設備	<ul style="list-style-type: none"> □ サービス提供に支障を来さないよう配慮しつつ、一体的に事業を行う他の多機能型事業所の設備を兼用することができる。 □ ただし、訓練・作業室については、各指定障害福祉サービスごとに設置すること。

上記について、確認しました。

事業者名称：

代表者名称：